

地域自治区制度について

地域自治区制度

※ 平成16年の地方自治法改正により創設

<p>趣旨等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民自治の充実の観点から、区を設け、住民の意見を取りまとめる<u>地域協議会</u>と住民に身近な事務を処理する<u>事務所</u>を置くもの。 ・ 市町村に地域自治区を置く場合、当該市町村の<u>全域</u>に置かなければならない。（合併時は例外） ・ <u>住居表示に地域自治区の名称を冠することはできない</u>。（合併時は冠する） ・ <u>法人格なし</u>。
<p>地域協議会の権限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>条例で定める地域自治区の区域に係る重要事項等</u>について市町村長が意見聴取／市町村長等に対する意見具申権。 <p>（重要事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内の公の施設の設置及び廃止 ・ 区域内の公の施設の管理のあり方 <p>（意見を述べることができる事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉に関する事項 ・ 地域の環境保全に関する事項
<p>地域協議会の構成員</p>	<p>（選任）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自治区の<u>区域内に住所を有する者のうちから</u>、市町村の長が選任。多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 <p>（任期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>4年以内</u>において条例で定める期間。
<p>設置期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>制限なし</u>。 <p>（合併時は、合併協議で定める期間）</p>
<p>事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ あり。市町村の事務を分掌するとともに地域協議会の事務を処理。 ・ 事務所長にかえて、<u>区長を置くことはできない</u>。（合併時は可）
<p>予算編成権</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>なし</u>。市町村において地域自治区に係る予算を措置。

地域自治区の概況

	一般制度	(参考)合併特例制度
設置団体数	17団体 (123自治区)	38団体 (101自治区)
設置期間	大半の団体で設置期間を設けていない。	10年前後としている団体が60%以上。
条例に定める市町村の施策に関する重要事項であって、 <u>地域協議会の意見を聴かなければならない事項</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の基本構想の作成等に関する事項： 51% ・ 各種公的施設の管理に関する事項： 24% ・ 町村建設計画(合併市町村基本計画)の変更に関する事項： 20% ・ 市町村建設計画の執行状況に関する事項： 20% ・ 予算編成に関する事項： 11% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村建設計画(合併市町村基本計画)の変更に関する事項： 71% ・ 市町村の基本構想の作成等に関する事項： 63% ・ 市町村建設計画の執行状況に関する事項： 53%

※ 平成19年10月1日時点。(合併特例制度については、平成18年7月1日時点。)

(参考)地域協議会の意見を聴かなければならないとされている(重要)事項の例

・ 岩手県花巻市

- 建設計画に関する事項
- 基本構想及び総合計画に関する事項
- 各種地域計画に関する事項

・ 秋田県横手市

- 建設計画に関する事項
- 基本構想に関する事項
- 地域振興のための基金の活用に関する事項
- 地域づくり予算の協議及び執行に関する事項

・ 千葉県香取市

- 基本構想等(建設計画を含む。)のうち、その区域に係る重要事項(予算を含む。)
- 区域内の公の施設の設置及び廃止に関する事項
- 区域内の組織及び機構の重要な変更に関する事項

・ 山梨県甲州市

- 甲州市まちづくり計画の変更に関すること
- 基本構想及び総合計画その他これらに準ずる計画の作成又は変更に関する事項

地域協議会の構成員の状況

	一般制度	(参考)合併特例制度
構成員属性	構成員の約60%が「公共的団体等を代表する者」。ついで、「地域の行政運営に関し優れた見識を有する者」が多い。公募については、全体の約10%。	構成員のほぼ半数が「公共的団体等を代表する者」。ついで、公募によるものが多い。
構成員定数	15名～20名としているものが約70%。	15名前後としているものが約60%。

※ 平成19年10月1日時点。(合併特例制度については、平成18年7月1日時点。)

(参考)地域協議会の構成員を推薦する公共的団体の例

自治会連合会

民生児童委員協議会

老人クラブ連合会

地域婦人会連絡協議会

PTA協議会

子ども会育成連絡協議会

自治公民館連絡協議会

消費者団体連絡協議会

消防団本部

農業協同組合

農政推進協議会

漁業協同組合

地区体育会連合会

商工会

振興会

青少年育成協議会

地区社会福祉協議会

保育所・幼稚園関係団体

地域協議会の開催状況

○ 平均開催数(年当たり)

北海道	むかわ町	8.3
岩手県	宮古市	6.9
岩手県	花巻市	4.0
秋田県	由利本荘市	4.0
秋田県	大仙市	6.0
秋田県	横手市	5.0
福島県	南会津町	4.2
千葉県	香取市	2.8
山梨県	甲州市	4.7
長野県	飯田市	4.3
長野県	伊那市	4.0
岐阜県	恵那市	1.9
静岡県	浜松市	13.9
愛知県	豊田市	11.8
島根県	出雲市	4.4
熊本県	玉名市	4.6
宮崎県	宮崎市	3.6

○ 秋田県大仙市の事例

期間： H17.3.22～H19.10.1(約2年6ヶ月)

	開催数	平均開催数 (年当たり)
大曲地域自治区	15	6.0
神岡地域自治区	15	6.0
西仙北地域自治区	16	6.4
中仙地域自治区	15	6.0
協和地域自治区	15	6.0
南外地域自治区	16	6.4
仙北地域自治区	15	6.0
太田地域自治区	13	5.2

※ 平成19年10月1日時点。

地域協議会の開催状況（続）

※ 全123地域自治区（一般制度）の回答状況（単位：％）

○ 開催日時

平日午前	37.4
平日午後（夜間は除く）	68.3
平日夜間	80.5
土曜午前	21.1
土曜午後（夜間は除く）	5.7
土曜夜間	0
日曜・祝日午前	4.1
日曜・祝日午後（夜間は除く）	3.3
日曜・祝日夜間	0

○ 平均的な審議時間

30分未満	0
30分～1時間未満	14.6
1時間～1時間30分未満	0.8
1時間30分～2時間未満	40.7
2時間以上	55.3

※ 平成19年10月1日時点。

地域自治区制度の成果・課題

※ 全123地域自治区(一般制度)の回答状況 (単位: %)

○ 成果

市町村の施策等に対する住民の理解・関心が深まった	48.0
市町村の施策等に対して、住民がより活発に意見を表明するようになった	50.4
市町村の施策等に対して、住民の意見がより反映されるようになった	64.2
市町村の事務がより身近なところで処理できるようになった	39.0
住民どうしのつながりが深まった	25.2
市町村合併が円滑に進んだ	40.7

○ 課題

制度に対する住民の理解を深めること	74.8
既存の審議会、地域コミュニティ組織等との連携を深めること	63.4
地域協議会において、より建設的な議論を行うこと	43.9
地域協議会における審議に、より住民の声を反映させること	34.1
地域協議会に対し、より適切な情報提供を行うこと	34.1
地域協議会の開催頻度を増やすこと	9.8
地域協議会委員の資質を一層向上させること	35.0
地域協議会意見を市町村の施策に一層反映させること	23.6
地域自治区において、より円滑に事務を処理すること	14.6

※ 平成19年10月1日時点。

諸外国における地域自治組織の実態等

	英国	フランス	ドイツ (Baden-Württemberg 州)	米国 (ピッツバーグ市)
地域自治組織名	パリッシュ	近隣住区評議会	「地区(Bezirk)」又は 「集落(Ortschaft)」 ※一般に、「市町村下 位区分」	近隣協議会
国内の組織数	約10,000 (うち選挙された議員 による議会方式が 約8,700。残りは、総 会方式。)	統計的情報なし。 (参考) パリ市: 計121 リヨン市: 計34	統計的情報なし。	統計的情報なし。
各組織における委員 数	人口により、5～20名 程度。 (5名以上とする必要)	10～20名など ※ ほかに、住民も評 議会に参加。	10名程度など	10～20名など (地区の住民全員の 場合も)
委員の報酬	無報酬	法律上の定めなし	無報酬	-
委員の任期	4年	2年	5年	2年など
委員の属性	統計的情報なし。	50～60代男性が多い。 女性は少なく、若者 ほとんどいない。	統計的情報なし。	・教員 ・退職者(元教員、元 医師、元市役所職員、 元警官) など

	英国	フランス	ドイツ (Baden-Württemberg 州)	米国 (ピッツバーグ市)
地域自治組織名	パリッシュ	近隣住区評議会	市町村下位区分	近隣協議会
事務局体制	若干名の事務局員(1名など)	事務局員が3~4名	以下の2種類が存在: ①事務局を一切置かないもの ②市町村が支所を置き、市町村の業務の一環として事務局機能を担うもの	事務局員なしの場合が多い。
予算	・地方税(precept)に裏付けられた予算(税徴収は市町村が行う)がある。 ・国からの補助金が得られることもある。	・議長(事務局長兼)が、150ユーロの予算を持つ。 ・運営費は市が支出。近隣住区評議会あたり、600ユーロ程度など。	・市町村の支所が置かれている場合は、所要の予算が配分される。	・予算規模は、1万ドル未満など。 ・財源は、市からの補助金のほか、イベント実施による収入、会費、寄付。
具体的に執行している事務	・市民ホール、墓地、公衆トイレ、バス停、街灯の管理 ・地域交通 ・地域の防犯など	諮問機関であり、事務の執行は行わない。	地域の意見を集約し市町村へ伝えること、及び、地元へ市町村の提案を伝えることを担うものであり、基本的に事務の執行は行わない。	・貧困者や障害者に対するに対するサービス等の提供 ・コミュニティ開発事業など

	英国	フランス	ドイツ (Baden-Württemberg 州)	米国 (ピッツバーグ市)
地域自治組織名	パリッシュ	近隣住区評議会	市町村下位区分	近隣協議会
意思決定機関における審議頻度	月1回程度	・総会は年に少なくとも4回 ・テーマ別委員会は月1回など	・地区評議会は少なくとも年3回審議を行う(州の市町村法)。 ・集落議会については、定めなし。	月1回
意思決定機関における審議の日時等	曜日は定めず、開催時刻を夜間としているところが多い。	平日の夕方開始、18時半開始、19時開始など	平日夜間(19時半又は20時の開始)が一般的。	火曜日19:00開始など
意思決定機関において具体的に審議している事項	・都市計画 ・地域における事業など	・地域における開発計画 ・道路の建設 ・地域への商店の誘致など	・基本的には地区又は集落に対するあらゆる重要事項 ※ 基本条例で審議事項を定めている市もある。	・都市計画 ・地域の行事 ・地域の課題など
市町村との関係	・審議の結果を市に意見具申 ※ 特に、市は、開発許可等について、パリッシュに協議しなければならない。 ・その意見に拘束力なし(最終決定は市が行う)	・審議の結果を市に意見具申 ・その意見に拘束力なし(最終決定は市が行う)	・審議の結果を市に意見具申 ・その意見に、一般に拘束力なし(最終決定は市が行う) ※ ベルリンの区に設置される区代表者集会は、例外的に強い権限を持ち、区予算等を決定する権限を有する。	市の委員会等への参加を通じて提案や主張を行う。

	英国	フランス	ドイツ (Baden-Württemberg 州)	米国 (ピッツバーグ市)
地域自治組織名	パリッシュ	近隣住区評議会	市町村下位区分	近隣協議会
特徴的な取組の具体的内容(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電による照明を設置。 ・郵便局及び学校の跡地に、地域のボランティアによる売店を設置。 ・若者達に使い捨てカメラを配布して町の問題について撮影、提案を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家から地域への生鮮食品直接販売プロジェクトを推進。 ・地区の歴史を執筆するために、住民から古い記憶、古い写真、ビデオなどを募集。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協会を設立し、演劇公演、読書会、展示会、地区の歴史博物館開設などの活動を、独自に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学や市と連携して行う地域の美化活動を実施。

(参考資料) 地域自治区制度について

地域自治区の事務所において処理している事務

※ 全123地域自治区(一般制度)の回答状況 (単位: %)

住民生活に直結した各種窓口業務などに関する事項	87.0
農林・観光・建設・上下水道などの各種施設の維持管理及び一定基準内の整備に関する事項	48.8
地域づくりや地域振興の推進に関する事項	99.2
地域組織の振興施策の推進、住民自治支援等に関する事項	99.2
地域協議会に関する事項	86.2

※ 平成19年10月1日時点。

地域協議会による重要事項についての意見数等

		地域自治区 (一般制度)数	重要事項(自治法202条の7第2 項)について、市町村が地域協 議会の意見を聴き、地域協議会 が意見を提出した数(回) ①	意見(自治法第 202条の7第1 項)を提出した 数(回) ②		①及び②のうち意見内容 を踏まえた市町村議会に よる議決数(回)
北海道	むかわ町	2	5	2		1
岩手県	宮古市	3	9	0		0
岩手県	花巻市	3	9	0		0
秋田県	由利本荘市	8	6	0		6
秋田県	大仙市	8	0	10		0
秋田県	横手市	1	4	0		3
福島県	南会津町	4	0	0		0
千葉県	香取市	4	4	1		0
山梨県	甲州市	3	0	6		0
長野県	飯田市	18	37	18		1
長野県	伊那市	7	0	0		0
岐阜県	恵那市	13	26	17		8
静岡県	浜松市	12	308	71		147
愛知県	豊田市	12	24	8		0
島根県	出雲市	6	22	34		26
熊本県	玉名市	4	12	26		30
宮崎県	宮崎市	15	2	0		2
計17団体		計123地域自治区				

※ 平成19年10月1日時点。

地域協議会の構成員の状況

		地域自治区数	構成員数 (地域協議会平均)	公共的団体等を代表する者 (%)	学識経験を有する者 (%)	地域の行政運営に関し優れた識見を有する者 (%)	公募 (%)	その他 (%)		うち元・前市町村 議会議員数 (%)	うち元・前・現町 内会長・自治 会長数(%)
北海道	むかわ町	2	15	40.0	33.3	0.0	26.7	0.0		13.3	10.0
岩手県	宮古市	3	10	66.7	20.0	0.0	13.3	0.0		13.3	3.3
岩手県	花巻市	3	14	58.1	25.6	0.0	16.3	0.0		25.6	7.0
秋田県	由利本荘市	8	32	35.7	32.1	0.0	0.0	32.1		36.1	7.5
秋田県	大仙市	8	18	60.0	25.7	0.0	14.3	0.0		10.7	3.6
秋田県	横手市	1	15	40.0	0.0	20.0	40.0	0.0		0.0	13.3
福島県	南会津町	4	13	23.1	15.4	5.8	0.0	55.8		0.0	1.9
千葉県	香取市	4	10	60.0	0.0	20.0	20.0	0.0		27.5	17.5
山梨県	甲州市	3	16	4.1	26.5	42.9	26.5	0.0		28.6	16.3
長野県	飯田市	18	19	82.6	0.0	0.0	17.4	0.0		0.0	0.0
長野県	伊那市	7	22	84.0	7.1	0.0	6.4	2.6		40.4	1.9
岐阜県	恵那市	13	22	85.5	13.8	0.0	0.7	0.0		0.0	1.1
静岡県	浜松市	12	15	58.1	14.0	11.2	12.3	4.5		26.3	16.2
愛知県	豊田市	12	37	75.7	0.7	3.3	14.7	5.6		29.7	6.9
島根県	出雲市	6	23	89.7	5.9	4.4	0.0	0.0		31.6	5.9
熊本県	玉名市	4	15	66.1	10.2	0.0	11.9	11.9		10.2	10.2
宮崎県	宮崎市	15	19	10.0	1.4	78.2	10.4	0.0		5.2	0.0
平均		計123	21	61.4	10.3	11.9	10.3	6.1		18.0	5.1

※ 元・前・現町内会長・自治会長数等については、各市において把握している範囲での回答。

※ 平成19年10月1日時点。

地域協議会の構成員の状況（続）

○ 新潟県上越市の事例

- 地域協議会の委員は、長の選任であるが、公選に準じた手続をとっている。市長は、投票の結果を尊重し、委員を選任しなければならない。
 - ※ 応募に応じた者（立候補者）が定数を超えないときは、市長は、投票を行わずに委員を選任することができる。
- これにより、地域協議会の代表性等が高まっている。
- 地域協議会委員に占める元・前議員の割合は、約40%。

（参考）上越市地域協議会委員の選任に関する条例（抄）

（委員の選任の方法）

第3条 市長は、委員を選任しようとするときは、委員資格者のうちから委員に選任されようとする者を公募し、当該公募に応じた者（以下「委員候補者」という。）について投票を行い、当該投票の結果を尊重し、委員を選任しなければならない。

（委員の選任の方法の特例）

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、委員候補者の数が地域自治区の設置に関する協議書に規定する委員の定数（以下「定数」という。）を超えないときは、前条の規定による委員候補者についての投票（以下「選任投票」という。）を行わず、委員候補者のうちから委員を選任することができる。

2 市長は、前項の規定により委員を選任しても、なお委員が定数に達しない場合は、委員が定数に達するまで委員資格者のうちから委員を選任することができる。

地域協議会の構成員の状況（続）

○ 新潟県上越市(特例)：選任投票の結果

(選任投票日：平成17年2月13日(日)、委員選任日：平成17年2月15日(火))

協議会名	定数	応募者数	選任投票 実施状況	応募者以 外からの 選任数	元・前 議員	元・前 議員割合 (%)	構成員に よる会長 の互選
安塚区地域協議会	12	14	○	0	7	58.3	○
浦川原区地域協議会	12	13	○	0	7	58.3	○
大島区地域協議会	12	12	×	0	6	50.0	○
牧区地域協議会	14	12	×	2	8	57.1	○
柿崎区地域協議会	18	20	○	0	5	27.8	○
大潟区地域協議会	18	22	○	0	7	38.9	○
頸城区地域協議会	18	18	×	0	1	5.6	○
吉川区地域協議会	16	16	×	0	11	68.8	○
中郷区地域協議会	14	14	×	0	3	21.4	○
板倉区地域協議会	16	16	×	0	9	56.3	○
清里区地域協議会	12	4	×	8	3	25.0	○
三和区地域協議会	16	18	○	0	6	37.5	○
名立区地域協議会	14	10	×	4	4	28.6	○
合計	192	189		14	77	40.1	

地域協議会の開催状況

○ 新潟県上越市(特例)の事例

(期間: H17.2.26～H19.7.31(約2年5ヶ月間))

地域協議会名	開催回数	市からの諮問数	(諮問を受けた)地域協議会からの意見書の数	地域協議会が自主的に審議した事項の数	市に提出された意見書の数
安塚区地域協議会	27	41	41	6	6
浦川原区地域協議会	29	34	32	11	4
大島区地域協議会	25	50	49	5	3
牧区地域協議会	34	42	40	3	3
柿崎区地域協議会	32	33	33	14	5
大潟区地域協議会	32	27	26	7	8
頸城区地域協議会	16	44	44	4	0
吉川区地域協議会	29	39	39	6	1
中郷区地域協議会	30	35	34	7	3
板倉区地域協議会	22	67	67	12	4
清里区地域協議会	27	29	29	8	1
三和区地域協議会	21	36	36	6	2
名立区地域協議会	32	27	27	6	1
合計	356	504	497	95	41

特色ある事例①（追加）： 愛知県豊田市

- 豊田市においては、平成17年10月に地域自治区（一般制度）を設置。現在、12の地域自治区を設置。
 - ※ 平成17年10月に、6つの旧町村に設置。
平成18年4月に、旧豊田市内に6つ設置。
- 地域協議会委員数は計448人。
- うち約75%は公共的団体等を代表する者、約15%は公募、約10%は地域の行政運営に関し優れた見識を有する者等。
- 住民が主体となって実施する「わくわく事業」に対する補助金の交付にあたって、地域協議会において、公開審査を実施。
各地域協議会には、補助金の財源として、一地区※あたり500万円が配分。
 - ※ 豊田市内計26地区。

（「わくわく事業」の例）

- ・ 保険、医療又は福祉の推進を図る事業
- ・ 地域の伝統・文化等の振興を図る事情
- ・ スポーツの振興を図る事業 等

特色ある事例②（追加）： 岐阜県恵那市

- 恵那市においては、平成17年1月に地域自治区（一般制度）を設置。現在、13の地域自治区を設置。
 - ※ 平成17年1月に、5つの旧町村に設置。
 - 平成19年4月に、旧恵那市内に8つ設置。
- 地域協議会委員数は計282人。
- うち約85%が公共的団体等を代表する者。
- 各地域自治区ごとに、地域協議会が認定する「まちづくり実行組織」を設置。
- 5億円を、平成18～22年度の5年間で、市内の13地域自治区に人口等に応じて配分し、この「まちづくり実行組織」が行う各種事業に助成。

（事業の例）

- 防犯パトロール、防犯マップづくり
- 町並み保存 等

地域自治区制度によらない協議会等の設置事例

条例による事例①

○神奈川県川崎市

- 川崎市自治基本条例により区民会議を設置。
- 区民会議は、区における課題を、参加及び協働により解決することを目的として調査審議する場。
(例)子育て支援、身近な環境の改善、まちの活性化
- 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を市政等に反映するよう努める。
- 同会議の構成員は、20名以内。区内に住所を有する人のほか、区内に勤務又は通学する人、区内で事業活動を行う人なども含まれる。

(参考)

○川崎市自治基本条例(抄)

(区民会議)

第22条 それぞれの区に、区民(その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)によって構成される会議(以下「区民会議」といいます。)を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

○川崎市区民会議条例(抄)

(組織等)

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者

(2) 区民会議の委員に応募した者

(3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

地域自治区制度によらない協議会等の設置事例（続）

条例による事例②

○兵庫県神戸市

- ・神戸市まちづくり条例により、まちづくり協議会制度を創設。住み良いまちづくりを推進することを目的として住民等が設置した協議会を、まちづくり協議会として認定する制度。
- ・まちづくり協議会は、地区のまちづくりの構想に係る提案を「まちづくり提案」として策定することができる。
- ・市長は、施策の策定及び実施にあたっては、「まちづくり提案」に配慮するよう努める。
- ・構成員は、町内会、自治会役員、青少年委員、民生委員、PTA等。

(参考)神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(神戸市まちづくり条例)(抄)

(まちづくり協議会の認定)

第4条 市長は、まちづくり提案の策定、まちづくり協定の締結等により、専ら、地域の住み良いまちづくりを推進することを目的として住民等が設置した協議会で、次の各号に該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。

- 1 地区の住民等の大多数により設置されていると認められるもの。
- 2 その構成員が、住民等、まちづくりについて学識経験を有する者その他これらに準ずる者であるもの
- 3 その活動が、地区の住民等の大多数の指示を得ていると認められるもの

(まちづくり提案の策定)

第7条 まちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、住民等の総意を反映して地区のまちづくりの構想に係る提案をまちづくり提案として策定することができる。

(まちづくり提案への配慮)

第8条 市長は、住み良いまちづくりを推進するための施策の策定及び実施にあたっては、まちづくり提案に配慮するよう努めるものとする。

地域自治区制度によらない協議会等の設置事例（続）

条例によらない事例

○静岡県静岡市

- ・「静岡市区民懇話会設置要綱」により区民懇話会を設置。
- ・同懇話会は地域の諸問題に関すること、区の魅力ある地域づくり等について区長に提案。
- ・同懇話会の構成員は、市・区において活動する団体の代表者、区民等（10人程度）。

（参考）静岡市区民懇話会設置要綱（抄）

（設置）

第1条 静岡市は、区の区域に居住し、通学し、又は通勤する市民（以下「区民という。」）の参画により区の魅力ある地域づくりを推進するため、それぞれの区に区民懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について審議し、区長に提案するものとする。

- (1) 地域の諸問題に関すること。
- (2) 区の魅力づくり事業に関すること。
- (3) 区民交流の促進に関すること。
- (4) 区の特性を活かしたまちづくりに関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その他区における施策に関すること。

（組織）

第3条 懇話会は、委員10人程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 市内全域を活動区域とする団体の代表者
- (2) 区の区域に所在する団体の代表者
- (3) 区民

3 区長は、前項第3号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(参考資料①) 都市の住民自治組織に関する調べ(20年1月現在)抄

(出典)(財)自治総合センター

※ 全国587市に照会。486市から回答

- (地方自治法上の)地域協議会を設置している市: 28(6%)

- 住民組織(自治会等)と地域協議会の連携の事例:
 - 地域協議会が、住民組織の行う事業に関して提言
 - 地域協議会が、住民組織に対して地域協議会の審議の内容を情報提供
 - 住民組織が、地域協議会委員を推薦

○ 法令によらない住民自治組織を設置している市： 231(48%)

○ 名称：

単位： %、 母数：231

まちづくり委員会	36
〇〇協議会	53
〇〇住民会議	11

○ 審議事項：

単位： %、 母数：231

市の基本構想等について	51
市の建設計画等について	42
市の実施事業の改善等について	48
公の施設の管理等について	43
市の予算編成について	5

(参考資料②) 地域協議会における審議の様相

○ 例1: 上越市 安塚区地域協議会

○ 日時: 平成20年2月13日(水) 13時00分~14時04分

○ 議題

1 協議

(1) 諮問事項に係る審議について

・安諮第47号 安塚ふれあいセンターの休止について(高齢者福祉課)

(2) 安塚区地域協議会としての審議内容について

2 報告

3 その他

○ 議事概要(抄)

1 協議

(1) 諮問事項に係る審議について

・安諮第47号 安塚ふれあいセンターの休止について(高齢者福祉課)

(地域協議会会長) ただ今から協議に入ります。安諮第47号 安塚ふれあいセンターの休止について、事務局から説明をお願いします。

【資料に基づき、横尾市民生活・福祉グループ長説明】

(地域協議会会長) ご質問はございますか。特に地元の方。

(委員) 特にございません。

(地域協議会会長) 安塚ふれあいセンターの休止について、本日答申を出すかどうか採決します。本日答申を出すこととしてよいですか。

(委員) (「異議なし」の声多数)

(地域協議会会長) それでは、本日答申します。安塚ふれあいセンターの休止について、上越市長の諮問内容が適切かどうか採決します。安塚ふれあいセンターの休止について、当協議会として適切と認めることとしてよいですか。

(委員) (「はい」の声多数)

(地域協議会会長) それでは、安塚ふれあいセンターの休止については、当協議会において適切と認め、上越市長に対し答申することとします。

付帯意見はつけなくてよろしいですか。

(委員) (「はい」の声多数)

(地域協議会会長) それでは、付帯意見は付けなくていいことといたします。

(2) 安塚区地域協議会としての審議内容について

(地域協議会会長) 次に、安塚区地域協議会としての審議内容についてですが、皆さんから事前依頼はありませんか。

(事務局) 事前の提案はいただいておりません。

(地域協議会会長) 事前の提案はないそうですが、この場で口頭でお願いします。ございませんか。私の方からお願いします。地域の方からお話がありました。この間、ケーブルテレビのアンケートがありました。出所がわからない、問合せ先がわからない、なぜ2週間という短い期間で回答しなければならないのか、そんなに急ぐことはないのでは、という意見です。どういうことだったのですか。

(事務局) そのようなご意見をいただき、たいへん申し訳なく思います。安塚区総合事務所ではやすづかケーブルテレビの視聴率等を把握し、今後の活性化に寄与するため、アンケートをさせていただくことといたしました。皆様の意向を伺い、視聴の向上に努めていきたい、という理由です。全戸に配布させていただきました。2月15日、今週金曜日までに取りまとめをお願いします。町内会長さんからは22日をめどに総合事務所に提出をお願いしております。急いだ理由については、期間を長くすると忘れてははいけませんし、年度末を控えております。今年度中にとりまとめ、新年度から対応したいということです。

(事務局) 私のところにも照会がありました。問題は、出所がわからない、期間が短い、といった内容です。今後十分気をつけて、期間については余裕をもって行いたいと思います。

(地域協議会会長) 囑託事務ならばやりますが、出所のわからないものは配りたくない、という意見もあります。苦情がありましたのでお尋ねしました。

(委員) (アンケートの) 内容が難しく、答えが出てこないのです。

(地域協議会会長) 何を狙っているのかわからないところがありました。アンケート等については今後気をつけていただく、ということをお願いします。なければこれで終わります。

2 報告(公開)

(地域協議会会長) 次に報告をお願いします。

(事務局) 12月にお話しました、市営住宅における暴力団員の入居等の規制について、条例の一部改正を提案することで協議いただきました。県のほうで12月議会への提案を見送るという意向を踏まえ、市でも上程を見送りましたが、県から3月議会に上程する旨連絡がありましたので、市としてもこの3月議会に上程いたします。ご報告いたします。

(事務局) 水道水源保護地域指定についてです。水道水源保護条例に基づき、大島区の保倉川上流の上水道水源について保護地域に指定されました。それに伴い、安塚区と隣接している境界、尾根から200mについて追加指定することになりました。この追加指定範囲は、昨年3月の保護審議会において決定したそうです。水道水源保護条例については正常な水を確保するために水源を保護することが目的で、大規模開発とか産業廃棄物や土砂採取場等の規制をかける、ということになります。安塚区につきましては、菖蒲高原の安塚区側、上船倉の上水道の取水源となる大島区側が保護指定となる予定です。安塚区上船倉の取水源上流は、ほとんど国有林ですので乱開発はできないわけですが、来年度以降随時指定をかけていきます。切越ダムの上流部の指定も検討しており、来年度以降諮問させていただく予定です。合わせて報告させていただきます。資料は大島区地域協議会で諮問された内容です。

(地域協議会会長) 質問はありますか。

(委員) 前にもお話しましたが、大雨などで土砂が流れ込み、ダムの上流が三分の一以上土砂で埋まっております。何もしないと、どんどん土砂が流れ込んでしまいます。大事な水源です。来年度に向けて対策をお願いしたいと思います。

(事務局) 水道局に照会しましたところ、まだ当分もつとのこと。上流部については土砂の流入がありますので、次回の会議で資料を出させていただきます。

(委員) 住宅の建設が制限されません、とありますが、今ある住宅の浄化槽や下水の管理について浄化槽等が普及してないようですが、そのようなものに対して浄化槽の補助等は何もないのですか。この条例に関して補助金の上乗せ等は何もないのですか。

(事務局) 今のところ聞いていません。安塚区についても、(水源の)上流部の皆さんについて、合併浄化槽の整備をお願いしているところですが、高齢化などもあり、経費がかかる面からなかなか進んでおりません。ご理解をいただけなかったところです。

(委員) 汚濁を防止するために、今あるものについて何も対策できないのか。

(事務局) 確認をしてご報告させていただきます。

(委員) 安塚区の場合は民家(のある地域)の下手から集水しているところが多い。大島区と同じ考え方で網掛けしてよいのか。(上流域の皆さんに)合併浄化槽をお勧めいただきたい。町議会議員時代にもご提案させていただいたこともある。直接支払等の活用も考えたこともある。除草剤を撒くこともある。生活雑排水も出る。縦井戸も安全とは言えない。前向きに考えてもらいたい。

(事務局) 旧安塚町時代にもそのようなお話がありました。合併浄化槽の推進ということで、合併後3年間は有利な助成制度がありました。(水源の上手にある)菅沼、朴の木地区など対象地域に出向いてご説明しましたが、お金のかかることですし、高齢化していることから将来的に子供のところに行くという方もあり金をかけられない、満額だしてくれるならやってもいい、とも言われました。菅沼、朴の木地区からの合併浄化槽助成申請はありませんでした。課題として考えていかなければならないと思います。前年度20基の助成枠のうち16基の要望がありました。

(委員) 事情はよくわかりますが、民家(のある地域)の下手から集水しているような例は市でもそうないと思います。資料を示していただきたい。

(委員) 町議会議員時代にこのような話があり、うまくないなあ、と思っておりました。合わせて、1戸単位でなく、2・3戸単位で合併浄化槽を設置できないか、という提案をしましたが難しいとのことでした。大事な水源ですので今後ご努力をお願いします。

(委員) 松崎の集落排水処理場ができる前に、(池田委員の発言内容について)町長にお願いをしたことがありました。

(委員) 地元の菅沼集落では15軒のうち(浄化槽の入っているのは)3軒です。高齢化しており、年金生活者が多いです。生活が先になってしまいます。区全体の安全は後回しになってしまっています。助成があればいいですが。(これから先)もう何年もそこに住む人はいないです。

(事務局) 合併後3年間は特例で120万円の浄化槽を整備して80万円の助成制度でした。12月で終了しました。現状の助成制度では120万円の浄化槽を整備して30万円の助成です。厳しい財政状況ですので、高率の補助は見込めない状況です。

(委員) 除草剤を撒くなといわれますが、高齢化しており草取りがたいへんです。元気で動ける人が2・3人しかいません。1年に1回は除草剤を撒いてしまいます。

(事務局) 基本的に撒くなとは言えません。市としては環境保全の上でお止めいただきたい、ということですが、高齢化で厳しいところもありますので、その程度であればやむを得ないと思います。草取りをしないわけにもまいりません。地域でご判断いただきたい。

(事務局) 市でいい、というわけではありません。ご理解をいただきたい。

(委員) JISマークの入った除草剤を使ってほしい。

○ 例2: 甲州市 塩山地域協議会

○ 日時: 平成18年10月25日(水) 13時30分～16時00分

○ 議題

(1) 甲州市市政全般について

① 甲州市市政全般について(市長)

② 諸計画策定等進捗状況について

・甲州市総合計画

・行政改革大綱と推進プログラムについて

・市のシンボル

(2) その他

○ 議事概要(抄)

(1) 甲州市市政全般について

① 甲州市市政全般について(市長)

次の項目について、市長から報告される。

行政改革の取り組み・甲州市集中改革プランの策定、丹波山村との合併問題、市本庁舎問題、総合計画の策定、市のシンボル等の制定、指定管理者制度、友好都市との交流施策、子育て支援施策、福祉施策、農林業振興施策、観光振興、市民バス、各種イベント、ごみ処理施策

Q: 子育て支援で、県内他市町村で実施している小学校6年生までの医療費補助、窓口無料化の検討はあるか。

A: 県の方針を見据えた中で対応していく予定。

Q:NHK 大河ドラマ「風林火山」、「山本勘助不動尊」以外の観光施策について

A:甲州市への訪問者の増加には、リピーターの増加が重要、今ある施設での対応が大事で「また、訪れたい」という来訪者の気を起こさせる。まず、市の施設で、しっかりした対応を来訪者に行なうことや、各イベントの開催について、開催方法等、旧市町村のやり方を踏襲するだけでなく、甲州市として統一感を持たせるよう指示している。

「甲州市戦隊 風林火山」キャラクターを商業媒体として作成した。商工会で携帯ストラップを製造、販売いただき好評を得ている。

その他、ワイナリー等にも観光客の施設見学希望に対応できる体制づくり、観光連盟などそれぞれの団体でも検討をお願いしていただいている。

○イベントの開催方法等を必ずしも統一する必要はないと思う。お祭りは地域から生まれ、地域に根付いて行なわれてきたものであり、違いがあっても当然、塩山のおよつちよい祭りも地域に密着したものである。祭りという地域に根付いたものは、これまでのやり方を踏襲し、さらに市としてのイベントを作っていけば良いのではないかと。

○地域の祭りやイベントなど地域に根付く問題として、この協議会でも今後、討議する時間を作っていかなければならない。

Q:各種イベントなどに対し、市から主管課を通し補助金等を頂いているが、統一させるため、イベント等に関するひとつの専門のセクションを作り、一括して担当したらどうか。

A:組織機構について、平成19年度に向けて見直しを進めている。合併から一年が経過し、より効率的な業務が行なえるよう組織機構を見直し、再編成していく。また、現在本庁機能も分庁方式となっているが、新庁舎への移転時には、本庁機能を集約できる体制も検討している。

Q:現在児童クラブの利用時間が午後6時までだが、夫婦共稼ぎの場合など、6時では間に合わないこともあり、もう少し遅くまでにできないか。

A:児童クラブ利用時間は、設置規則により原則午後6時までとなっている。今後市民意向などで利用時間延長も可能であるが、人材の確保などの課題もクリアしていかなければならない。東雲児童クラブ(指定管理者)は、有料で7時まで延長を実施している。

○子育て支援というと手当の拡充や税制面優遇などが主となり、実際に育てていく過程での支援が少なく、夫婦だけで育てられない状況にあると思われるので児童クラブの利用時間延長などの支援も検討していただきたい。

Q:駅前活性化について、店舗の郊外化、大型化により市民生活の利便性も上がっているが、市の玄関であり、顔である駅前が閑散としており、コンビニも無く、登山客や観光客など駅を利用し訪れた方などのちょっとした買い物にも対処できない。また、旧いちやまマート跡地もそのままとなっているが、駅前の活性化の取り組みはどのようになっているか。

A:いちやまマートの跡地であるが、ビジネスホテルとコンビニエンスストアなど複合型施設が誘致できればと考えている現在、ぶどうの丘に宿泊施設があり稼働率が80%を越えているが、ビジネスホテル代わりに利用している方も多く、そういった需要を満たしていない部分があるので、駅前でのコンビニエンスストア併設の宿泊施設であれば需要も見込め、塩山温泉と別の活用法も見出せると考える。

現在庁舎問題について、現塩山ショッピングセンターへの移転も含めたなかで検討しているが、市庁舎として移転する場合には、庁舎として単独設置だけでなく、店舗等を併設した複合型庁舎など、施設活用方法として検討していくよう指示している。

○ビジネスホテル誘致は、塩山温泉への入浴など相乗効果も期待できると思われ、ぜひ進めてほしい。

○駅前の活性化のため何年か前まで数十億円を掛けて整備をしてきて、今の状況になり、ここに更にお金を掛けて整備とは言いにくい状況である。

(以下略)